



# 「多摩川水系河川整備計画」について もっと知りたい方は



「多摩川水系河川整備計画」は  
ホームページでもご覧になれます。  
<http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin>



河川整備計画に関する資料は、京浜河川事務所や各出張所で閲覧・配布しています!

「多摩川水系河川整備計画」についてのお問い合わせは …… 京浜河川事務所調査課 TEL.045-503-4008  
「市民行動計画」についてのお問い合わせは …… NPO法人多摩川センター TEL.042-326-5135  
多摩川についてのご相談は …… 多摩川河川相談室 TEL.0120-53-5379

## 多摩川に関するご相談は

**多摩川上流出張所**  
〒197-0004  
東京都福生市  
南園3-64-2  
TEL.042-552-0667

アクセス:JR青梅線牛浜駅から徒歩12分、JR五日市線熊川駅から徒歩13分  
担当区間:【多摩川】浅川合流点～万年橋

**多摩出張所**  
〒206-0801  
東京都稲城市  
大丸3117-1  
TEL.042-377-7403

アクセス:JR南武線南多摩駅から徒歩10分  
担当区間:【多摩川】東名高速多摩川橋梁～浅川合流点 / 【浅川】多摩川合流点～南北浅川合流点 / 【大栗川】多摩合流点～新大栗橋

**田園調布出張所**  
〒145-0072  
東京都大田区田園調布  
本町31-1  
TEL.03-3721-4288

アクセス:東急多摩川線沼部駅から徒歩2分  
担当区間:東名高速多摩川橋梁～河口

三菱東京UFJ銀行 京浜河川事務所  
横濱銀行 セブンイレブン 公園  
京急 鶴見駅 千代田 化工

アクセス:JR京浜東北線鶴見駅、京急鶴見駅から徒歩10分

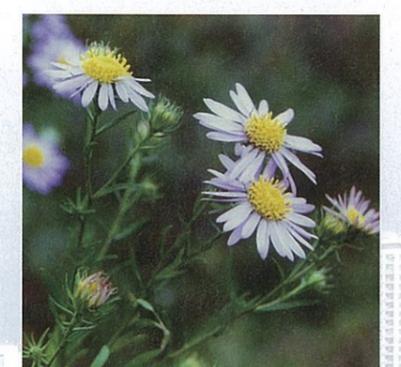
ひとをむすび 川をみつめ まちをまもる  
**国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所**  
〒230-0051 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1

- 総務課 — TEL.045-503-4000
- 経理課 — TEL.045-503-4002
- 用地第一課 — TEL.045-503-4004
- 用地第二課 — TEL.045-503-4005
- 工務課 — TEL.045-503-4006
- 計画課 — TEL.045-503-4091
- 調査課 — TEL.045-503-4008
- 流域調整課 — TEL.045-503-4009
- 河川環境課 — TEL.045-503-4011
- 沿川再開発課 — TEL.045-503-4093
- 海岸課 — TEL.045-503-4012
- 管理課 — TEL.045-503-4013
- 占用調整課 — TEL.045-503-4015
- 防災情報課 — TEL.045-503-4018

# 21世紀の多摩川

## 多摩川水系河川整備計画のポイント

平成13年3月に策定された、「多摩川水系河川整備計画」。  
計画づくりに参加したさまざまな立場の人たちが  
めざしてきた「多摩川らしく美しい心安らかな水系の実現」に向けて、  
新しい多摩川の川づくりが進められています。





# 『多摩川水系河川整備計画』とは。

川の観察と議論を背景とした、多くの人々の汗の結晶です。



多摩川の近くに住んでいます



多摩川でカヌーを時々やっています



くわしくはないけれど、川のコトには関心があります



家族の暮らしを守るのが父のつとめと考えています



市民活動に少し参加したことがあります



多摩川を管理しています

1

## 『多摩川水系河川整備計画』【直轄管理区間編】は平成13年3月策定されました。



平成9年の河川法改正によって、全国の河川で「治水」「利水」「環境」を総合的にとらえた「河川整備計画」を策定することが義務づけられました。そこで約2年の歳月をかけて議論を重ね、関東でトップを切って策定されたのが『多摩川水系河川整備計画』です。

2

## 沿川の人々や市区町村、学識経験者などいろいろな立場の人たちが一緒になってつくりあげました。



内容もさることながら、策定までのプロセス自体もこれまでになくユニークなものでした。住民や市民団体、沿川自治体、学識経験者、河川管理者が、ともに多摩川を歩き観察を重ね、その上で何度も意見交換を行っていったのです。立場の違う人たちが集まり、同じ目線で話し合う形式は多摩川が初めての試みです。

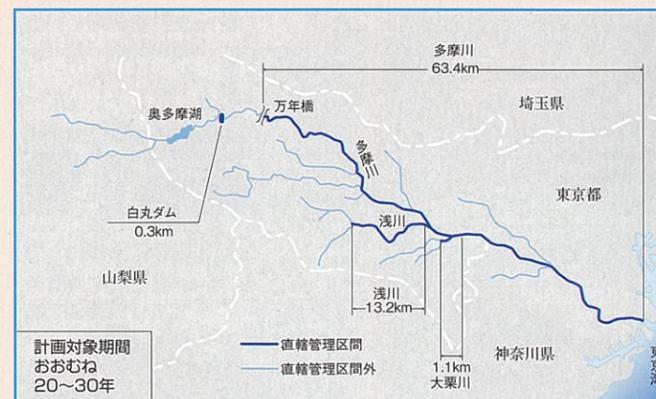
3

## 多摩川の川づくりを、こんなふうに行っていきます。

多摩川水系河川整備計画には、その目標である「多摩川らしく美しい心安らかな水系の実現」に向けて、具体的に次のような内容を定めています。



- Point 1** 河岸維持管理法線を設定し、自然な川の流れを最大限尊重しました。→P6
- Point 2** 機能空間区分などを設定し、河川の利用と保全のルールを定めました。→P8
- Point 3** 川づくり全般の計画を定めました。→P14
- Action 1** 戦後最大規模の洪水を治水の目標にします。→P16
- Action 2** 「多摩川流域リバーミュージアム」を実現します。→P20
- Action 3** 協働の維持管理をめざします。→P24
- Action 4** 水流実態解明プロジェクトで水流の調査・研究を行います。→P26
- Action 5** スーパー堤防の整備を進めます。→P28



### ●計画対象区間と期間

計画対象区間は、多摩川の中でも国(国土交通省)が管理を行っている「直轄管理区間」とします。この地図の濃いブルーで示している部分です。ただし、上下水道、地下水、氾濫流など多摩川水系の河川水に関わる地域も計画対象区間としています。対象期間はおよそ20年～30年としています。

※白丸ダムは、平成14年4月東京都に管理を移管。



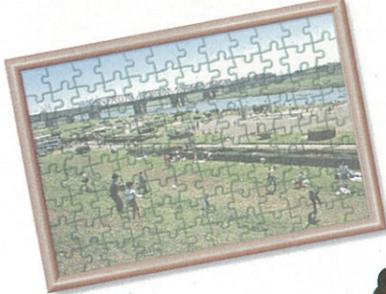
# 策定までのみちのり。

住民、学識経験者、行政がくり返し真剣に話し合っ、つくり上げました。

市民アクション、ふれあい巡視、流域セミナーに参加した人は、のべ2,660人にものぼるんですよ。



平成13年3月 多摩川水系河川整備計画策定



### Point 1

# 河岸維持管理法線(防護ライン)

## かがんい じかんりほうせん(ぼうごらいん)



なんだか長い名前ですが、この「河岸維持管理法線」って何ですか？

その前に、まず基本的な治水の考え方について説明しましょう。これまでは、「洪水は堤防から離れた川の中心を流す」とこととし、その工事を行う箇所を定めていました。けれども新しい考え方では、「川の流れを尊重し、これまで以上に環境に配慮した円滑な河川の管理を行う」というように変わったのです。



ということは、これからはコンクリートで護岸を固めたりしないようになるんですか？



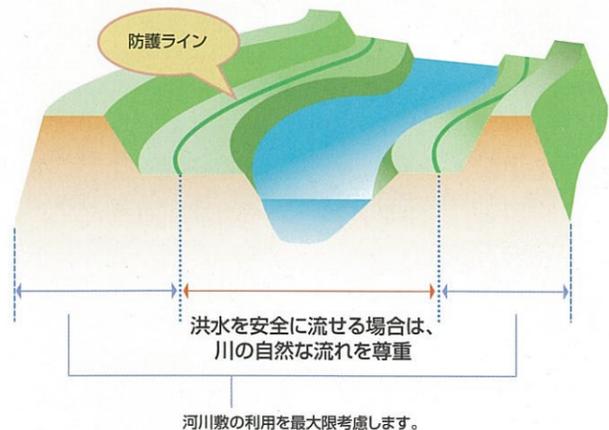
そうです。今回策定された「多摩川水系河川整備計画」では、「河岸維持管理法線」別名「防護ライン」という新しい考え方に基づいて、護岸整備を進めていくことになりました。



どんな点が新しいのですか？

「防護ライン」は  
①これまでの自然な川の流れを最大限尊重する(大きく形状を変えない)  
②河川敷のグラウンド利用などに配慮する  
③想定される洪水を安全に流すことができる  
の3点に配慮して設定するようにしているんです。

### 防護ラインの設定



それに加えて、防護ラインが堤防に近寄っているところ、離れているところとありますから、それぞれの状態に応じて「重要度」を定めます。ただし、洪水その他の理由で岸が削られたりした場合は、護岸工事をすることもあります。



それで安心しました。新しい治水の考え方は、多摩川にも私たち住民にもやさしいんですね。防護ラインは上流から下流まで全川にあるんですか？

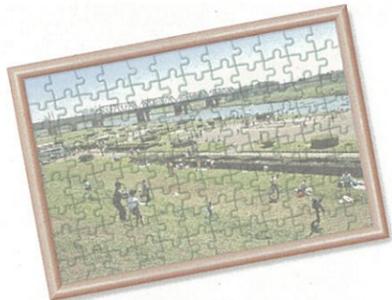


ハイ、直轄管理区間の全川で設定されています。この表のように、法線の位置と合わせて、河川敷の幅や河川敷の利用状況など、その場所に依りて維持管理の重要度も示しています。

重要度の区分	堤防計画の有無	法線の設定位置	重要度の区分条件	説明図
A (特A)	堤防計画区間	原則として堤防法尻から40m未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>○設定した法線が堤防に近い場合、計画的な防護が必要な場所</li> <li>○設定した法線が堤防に近くはない(堤防からの距離が、40m以上の場合)が、堰や橋梁等の周辺で堤防の防護が必要な場所とその周辺</li> <li>●原則として早急に必要な防護を実施</li> </ul>	
		原則として堤防法尻から20m未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>○設定した法線が堤防により近い場合、計画的に強固な防護が必要な場所</li> <li>○設定した法線が堤防に近く(堤防からの距離が、20m以上で40m未満の場合)、堰、橋梁等の周辺でもあるため堤防への影響を勘案し計画的に強固な防護が必要な場所</li> <li>○規模の大きい水門や樋管の設置されている場所</li> <li>●原則として早急に強固な防護を実施</li> </ul>	
		堤防法尻から40m以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○河川敷が公園・グラウンド等に利用されている場所</li> <li>○河川敷の利用はないが、治水上の観点から低水路平面形状を維持する必要がある場所(浅川合流点付近など)</li> <li>●原則として河岸が削られてきた場合に防護を実施</li> </ul>	
C		堤防法尻から40m	<ul style="list-style-type: none"> <li>○河川敷の利用がなく、当面は低水路平面形状を維持する必要がない場所</li> <li>●原則として河岸が削られてきた場合に防護を実施</li> </ul>	
D	堤防計画がない区間	河川敷がない場合は河岸の上部。 河川敷があり利用がある場合はその前面とし、利用がない場合は河岸の上部。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○侵食による河岸の崩落の防止及び崩落による河道埋塞等を回避するための維持が必要な場所</li> <li>●原則として河岸の侵食により崩落の危険性が発生した場合に対策を実施</li> </ul>	
区分にあたってのその他の留意事項			○重要度が著しく変化する箇所では、短い区間での重要度設定を行わずに、連続する一連区間として重要度を設定する。	

それから、浅川の湯殿川合流地点より上流は川幅が狭く、流れも急なので、「特殊防護区間」として防護ラインの内側についても必要な対策を実施します。





## Point 2

# 機能空間区分

### きのうくうかんくぶん



多摩川って、自然がゆたかでいいですよ。私、カヌーやっているので、いろいろな川に行きますが、こういう川って、なかなかないと思います。

そうですね。多摩川は環境という観点からいっても、とても先駆的なんです。環境を保全することが世界的に話題になったころ、すでに多摩川では、これも市民のみなさんとの対話を経た「多摩川河川環境管理計画」(「環管計画」との略称で、市民に親しまれています)を、昭和55年に策定しているんですよ。



今から20年以上も前ですね! 今でこそ、何をするにしても環境への配慮は欠かせませんが、そのころから多摩川では環境のことを考えていたんですね。

そうなんです。そのころの「治水」「利水」中心の川の管理に、「環境」という考え方を初めて取り入れたんです。「環管計画」では、多摩川の河口から万年橋までの区間を5つのゾーンに分け、さらにその地域ごとの特性や市民の要望によって8つの機能空間区分に分けて、利用と保全のルールを定めています。

「環管計画」は、河川整備計画の策定にあたって、その内容を時代の変化に対応したものに直し、その内容が「環境」の基本として、河川整備計画の中に位置づけられました。



## 環管計画 改訂の主なポイント

- 時代の変化などに合わせてゾーンと機能空間の配置を見直しました。
- 自然系空間と人工系空間の面積比を6:4と決めました。(従来は5:5)
- 河岸維持管理法線(防護ライン)設定に伴い、機能空間区分の設定範囲を、P10のように見直しました。
- 空間管理計画の対象に浅川(直轄管理区間)を追加しました。
- 下流部について、水面、水際部を対象として管理区分を設定しました。

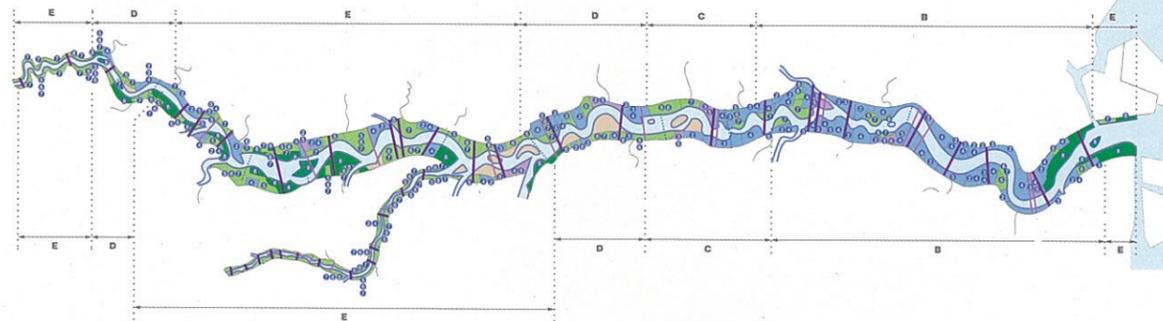


「環管計画」は、全国初の河川環境管理計画として策定されました。多摩川の河原を人工利用とするのか、自然のままとするのか、5つのゾーンと8つの機能空間区分にタイプ分けしています。なかでも使い方の具体的な指針となる機能空間区分まで定めているのは、多摩川だけの長です。

## 5つのゾーン

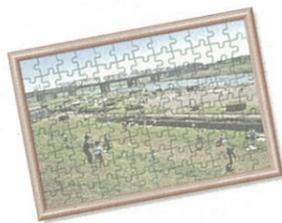
- A 人工整備ゾーン**  
運動施設・遊戯施設・休憩施設・修景施設・便益施設などの人工的な施設を積極的に整備するゾーン
- B 施設利用ゾーン**  
人工的な施設を中心に文教施設などの利用も可能なゾーン
- C 整備・自然ゾーン**  
散策路・休憩施設など、人工的利用と自然的利用が相半ばしているゾーン
- D 自然利用ゾーン**  
自然的な施設を中心に整備、人工的施設の利用も若干備えたゾーン
- E 自然保全ゾーン**  
自然生態系の保全を目的としたゾーン。人工的な利用を図る施設は原則として設置しない

## 河川敷の区分の設定図



## 8つの機能空間区分

- 1 避難空間**  
災害時に沿川住民が避難できるよう安全な広場が確保できる場所。②③④及び必要に応じて他の機能空間と重複します。
- 2 地先施設レクリエーション空間**  
たとえば児童公園や親水広場など、近所の住民が身近に憩える場所です。
- 3 広域施設レクリエーション空間**  
総合公園、自由広場など広域の住民がレクリエーションを楽しめるエリアです。
- 4 運動・健康管理空間**  
運動広場や球技場など健康増進のための公共施設が整備された場所です。
- 5 自然レクリエーション空間**  
原っぱ、水遊び場、釣り場など多摩川の自然を生かしたレクリエーション空間です。
- 6 文教空間**  
自然観察広場、水辺の楽校など多摩川の自然環境を教育の一環として学ぶことができる場所です。
- 7 情操空間**  
身近な自然を保全もしくは保護することで、住民の情操観念を育成するエリアです。
- 8 生態系保持空間**  
生態学の観点から動物や植物などの生息・生育地として特に保全する必要がある区域です。



## Point 2

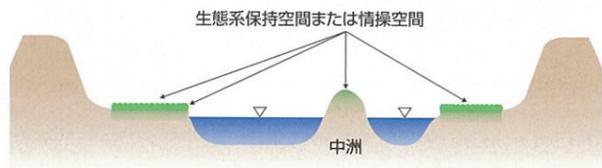
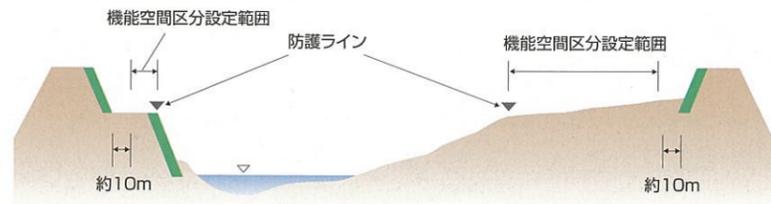
# 機能空間区分

## きのうくうかんくぶん



機能空間区分に設定されている場所は、防護ライン(河岸維持管理法線)の堤防側の区域です。ただし、⑦情操空間と⑧生態系保持空間については、防護ラインに関係なく、自然状況に応じて水際付近まで含まれます。(※)

### 原則的な設定範囲



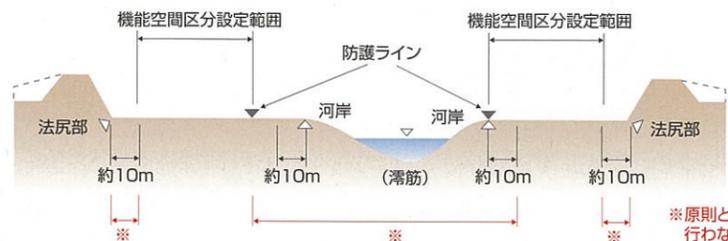
※土砂が堆積し、治水上有問題がある箇所、ならびに堤防の法尻部、滞筋が安定しない浅川の特設防護区間(湯殿川合流地点より上流区間)については、機能空間の設定を行いません。また、防護ラインの滞筋側についても、洪水によって地形が変形しやすいことから、⑦の情操空間、⑧の生態系保持空間以外の機能空間の設定は行いません。

それと、機能空間区分と占用許可の考え方についても補足しておきましょう。



機能空間の利用に関しては、原則として堤防の法尻部(斜面が水平面またはゆるい傾斜面に移行する部分)と、河岸部分の約10m程度、さらに防護ラインの滞筋側はグラウンドなどに利用することはできません。ただし、すでにある程度の広さを持つ河川敷が存在していて、当面の間洪水対策の工事が行われない区間では、洪水の起きた際に支障をきたさない形(※)であれば、引き続き利用することができます。

### 機能空間区分と占用許可の考え方



※例外について  
多摩川や浅川の自然とのふれあいを進めるための施設については、調整・検討した上で利用が許可されます。

※原則として占用許可を行わない範囲



ちなみに、水面にもルールがあるんです。特に河口から調布取水堰までの区間はボート遊びや釣りが盛んなので、利用する人の安全と自然環境を守るために、水面と水際についてそれぞれ区分を設定しています。

## 水面の利用

- ① 船舶航行空間
- ② 多目的利用空間
- ③ 手こぎボート空間
- ④ 緩衝空間

動力船(機関を使用する船舶)が安全に航行できるゾーンです。災害時には、災害復旧等に用いる船舶の航路となります。

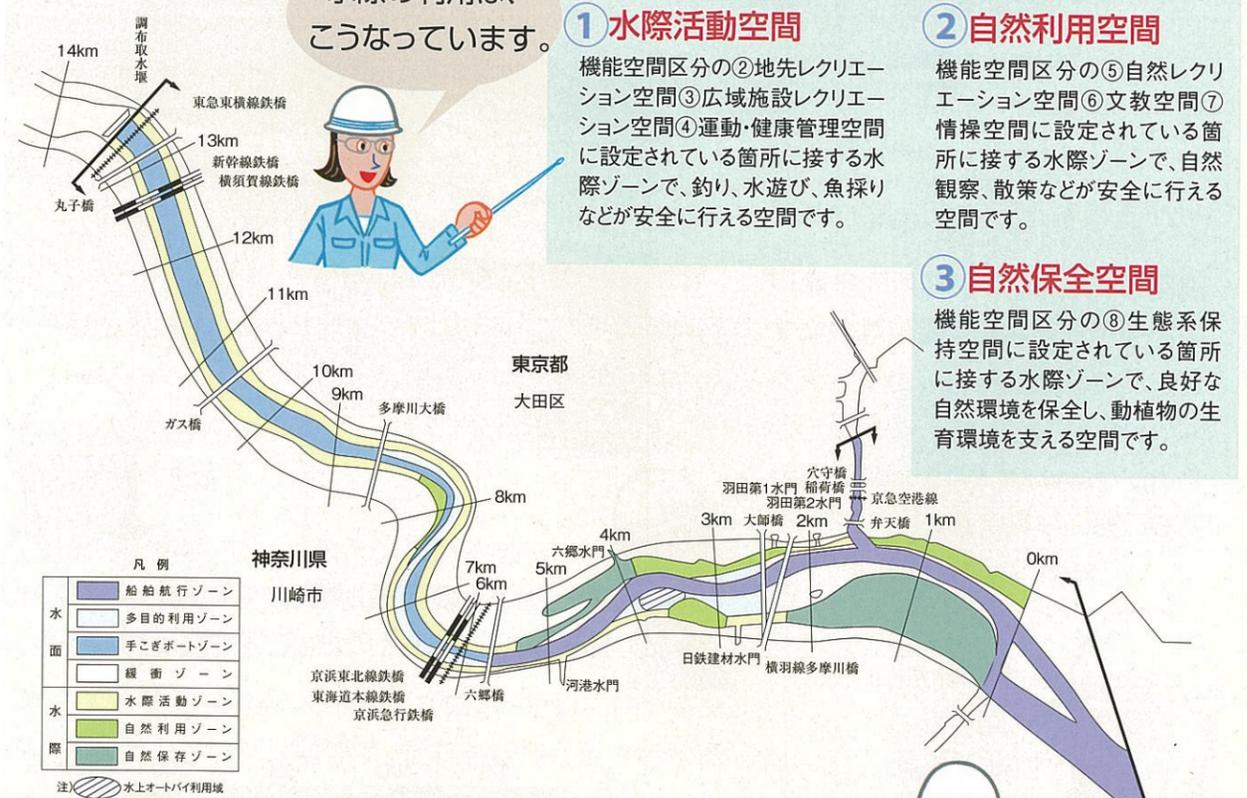
原則的に非動力船の航行を主体としたゾーンです。水上バイク等の利用にあたっては、当空間で必要に応じて利用域が決められます。

手こぎボート等の活動が盛んなエリアで、原則的に非動力船が安全に航行できるゾーンです。②多目的利用空間と「水際の空間」の間に設定されています。

多摩川の自然環境の保全と船舶の安全性確保のために設けられたゾーンです。機能空間区分の⑧生態系保持空間の前面と①船舶航行空間と「水際の空間」の間に設定されています。

## 水際の空間設定

水際の利用は、こうなっています。



① 水際活動空間  
機能空間区分の②地先レクリエーション空間③広域施設レクリエーション空間④運動・健康管理空間に設定されている箇所に接する水際ゾーンで、釣り、水遊び、魚採りなどが安全に行える空間です。

② 自然利用空間  
機能空間区分の⑤自然レクリエーション空間⑥文教空間⑦情操空間に設定されている箇所に接する水際ゾーンで、自然観察、散歩などが安全に行える空間です。

③ 自然保全空間  
機能空間区分の⑧生態系保持空間に設定されている箇所に接する水際ゾーンで、良好な自然環境を保全し、動植物の生育環境を支える空間です。

水面・水際の空間を設定するにあたっては、そのエリアの川原の機能空間区分のことも考え合わせているんですよ。



Pick up  
ピックアップ



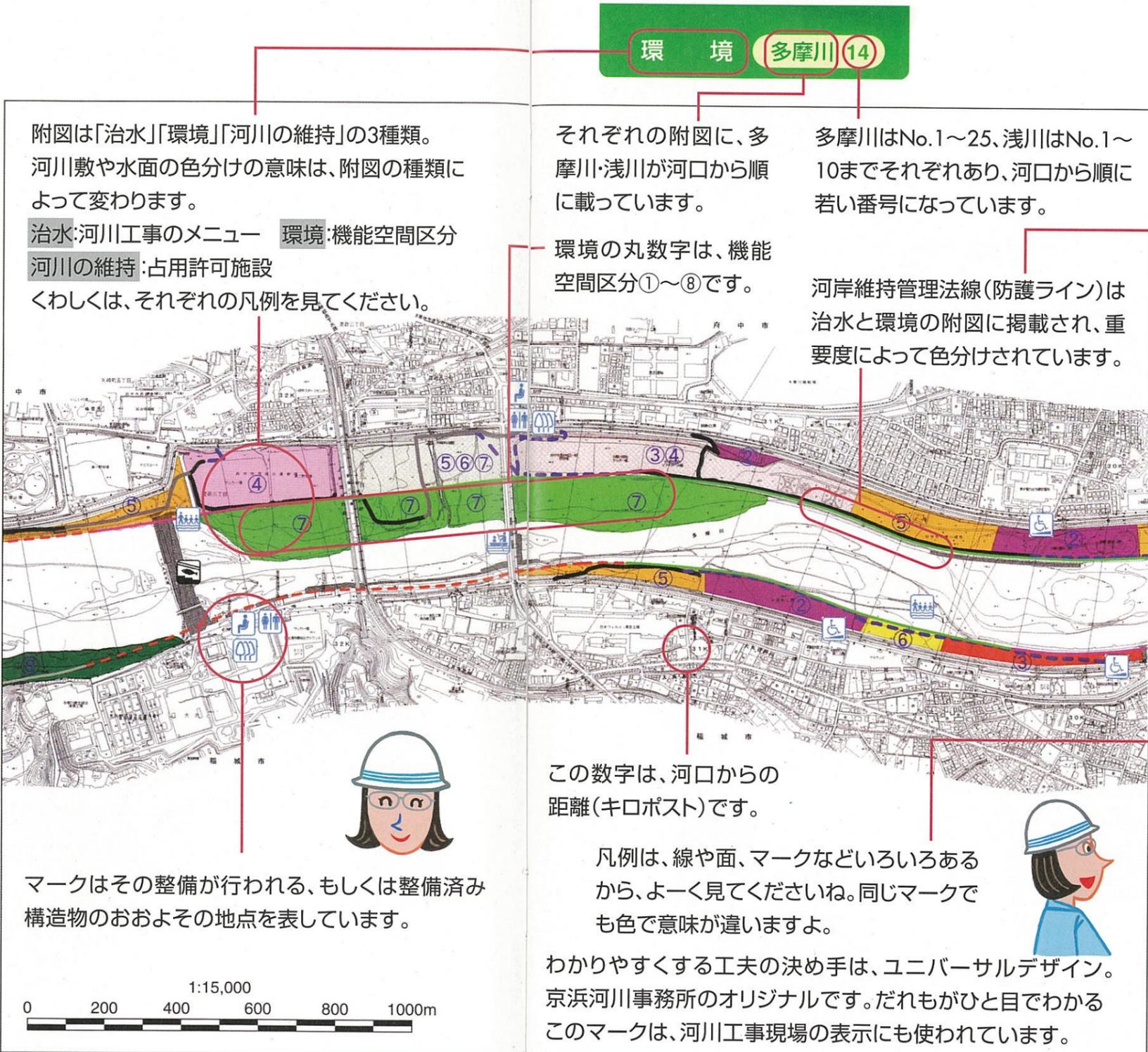
# 工夫がいっぱい、わかりやすいオリジナル附図

## うちの近所の多摩川ではどんな整備が行われるのかな？ そんな疑問も、一目瞭然！



整備計画の地点と内容をマークや色分けでわかりやすく示した図面「附図」をつくりました。どこでどんな整備が行われるのか、これを見れば一目瞭然！  
このような計画図面を作成・公開するのは、全国でも初めてなんですよ。

附図は、京浜河川事務所や多摩川の出張所で自由にご覧になれます（土・日・祝日を除く）。また、京浜河川事務所のホームページ（<http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin>）でもご覧になれます。



附図は「治水」「環境」「河川の維持」の3種類。  
河川敷や水面の色分けの意味は、附図の種類によって変わります。  
治水:河川工事のメニュー 環境:機能空間区分  
河川の維持:占用許可施設  
くわしくは、それぞれの凡例を見てください。

マークはその整備が行われる、もしくは整備済み構造物のおおよその地点を表しています。



環境 多摩川 14

それぞれの附図に、多摩川・浅川が河口から順に載っています。  
環境の丸数字は、機能空間区分①～⑧です。

この数字は、河口からの距離(キロポスト)です。

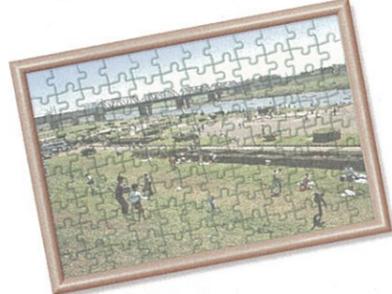
凡例は、線や面、マークなどいろいろあるから、よく見てくださいね。同じマークでも色で意味が違いますよ。

わかりやすくする工夫の決め手は、ユニバーサルデザイン。京浜河川事務所のオリジナルです。だれもがひと目でわかるこのマークは、河川工事現場の表示にも使われています。



- ＜河川維持管理法線の区分＞  
重要度:特A  
A  
B  
C  
D
- ＜機能空間区分の設定＞  
②地先施設レイアウト空間  
③広域施設レイアウト空間  
④運動・健康管理空間  
⑤自然レイアウト空間  
⑥文教空間  
⑦積荷空間  
⑧生態系保持空間  
人工系機能複合空間  
人工系・自然系機能複合空間  
自然系機能複合空間
- ＜水面の空間設定＞  
船舶航行空間  
多目的利用空間  
手こぎボート空間  
緩衝空間  
水上バイク利用区域
- ＜水際の空間設定＞  
水際活動空間  
自然利用空間  
自然保全空間
- ＜生態系保全回復関連施設＞  
既設 計画
- ワド  
リバービオコリドー  
魚道  
岸辺の放棄路  
緑地  
川の一里塚  
遊し場(休憩地)  
水辺の乗校  
河道外駐車場
- ＜福祉関連対策施設＞  
水洗トイレ(障害者用を含む)  
緩傾斜坂路(スロープ)  
河道外駐車場
- ＜河川浄化施設＞  
河川浄化施設

※施設の全体配置を明らかにするために既設も表示している。



### Point 3

# 川づくり全般の計画

## かわづくりぜんぱんのけいかく



「川づくり全般の計画を定める」って、具体的には何をやるんですか？

施設の整備などのハードに対して、日々の管理や利用のルールづくり、情報提供システムの構築などのソフトづくりを進めます。川づくりは、整備したらおしまい、というわけではないですよ。



そうですね、整備したものがちゃんと機能しなくては、意味がないですね。



はい。そのために、必要なことを継続してやっていくのが、維持管理であり、いい川づくりに欠かせないことだと思うんです。

「多摩川水系河川整備計画」では、ソフトの充実のために

- 整備に加えて、維持管理についても方針を決めたこと
- 維持管理の内容としては、利用のルールや洪水被害の軽減のための防災情報提供についても定めたことが特徴的だといえるかもしれません。

具体的に何をやるのかについて、ご説明しましょう。Point2でご説明した「機能空間区分」については、人工系空間、自然系空間それぞれで、このようになっています。



### 機能空間におけるルールづくり

#### 占用許可の原則

人工系空間(②、③、④空間)については、施設の管理者に対して次のような審査・指導を行います。

- 1 万人が使える日が適切にあること。
- 2 裸地化を極力避けること。
- 3 生態系および水質への悪影響が懸念される化学物質等は極力使用しないこと。
- 4 多くの市民の要望を受けていること。



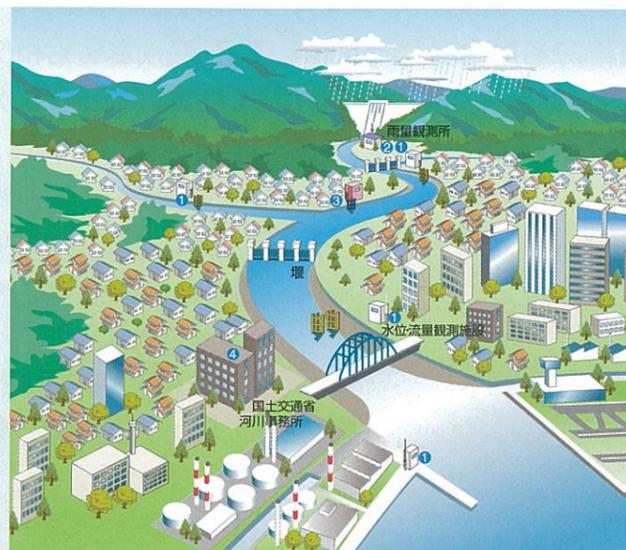
それから洪水、高潮など災害に対するソフト対策としては、これを適切に行うためのモニタリングを行い、その情報を地域の住民の方々に提供する情報収集・提供システムを整えていきます。

### 1 水位・流量観測施設

川の水位を計測し、データを事務所に自動送信するのが「水位観測施設」です。データは洪水時の水防警報や洪水予報、さらに治水計画や河川管理に用いられます。

### 2 雨量観測所

流域の雨量を計測。洪水時の水位予測や、治水計画、河川管理の基礎資料となります。



### 3 水質自動監視装置

川の水を自動的に採水し、水質測定を行い、データを事務所に送る施設。水温、pH、電気伝導度、濁度、溶存酸素、アンモニア、シアン、CODなどを測定します。

### 4 国土交通省設置地震計

河川管理施設への地震の影響を観測するために、国土交通省で設置している地震計です。



そういえば、インターネットやiモードでリアルタイムに情報が見られるようになりましたよね。



ハイ、多摩川の洪水時の各種情報は、<http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin>で見られます。iモードでも同じアドレスで、多摩川の雨量・水位が見られます。

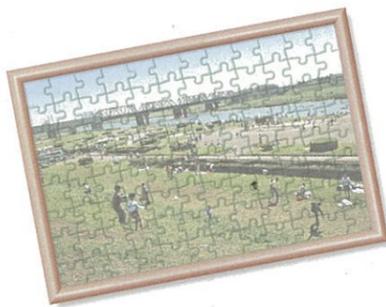


### 管理の方針

自然系空間(⑤、⑥、⑦、⑧空間)については、人や車の出入りについて、管理方針を指導していきます。

機能空間区分	人の出入り	車両の出入り
⑧生態系保持空間	原則禁止 学術研究目的等は可	原則禁止 学術研究目的等は可
⑦情操空間	自由使用	原則禁止 学術研究目的等は可
⑥文教空間・⑤自然レク空間	自由使用	原則禁止
河岸維持管理法線より滞筋側の空間	自由使用	原則禁止

このほかにも秩序ある利用のため、①不法占用②不法行為③秩序ある水面利用④水難事故⑤不法放置船舶等⑥ホームレス(河川敷の野宿生活者)などの対策を推進します。



# Action 1

# 「戦後最大規模」治水整備目標

## 「せんごさいだいきぼ」ちすいせいびもくひょう



「戦後最大規模」というのが、今ひとつよくわからないんですが……。

河川整備計画では、過去に多摩川で起きた洪水を参考にし、それに耐えられる治水整備を行おうと考えています。多摩川なら昭和49年の台風16号による出水、浅川なら昭和57年の台風18号が「戦後最大規模」。この規模を今後20～30年の当面の目標としているのです。



昭和49年9月の台風16号による出水で流される家(東京都狛江市地先)

つまり、多摩川では基準地点の石原地点(河口からおよそ28kmのところ)で4,500m<sup>3</sup>/sec、浅川では高幡橋地点(多摩川からおよそ2.2kmのところ)で1,100m<sup>3</sup>/sec。こうして、まずは現実的に起こり得る、可能性の高い規模の洪水に対して、着実に対策を立てていこうとしています。

### 安全な多摩川をめざして

#### 5 広域防災対策を行います

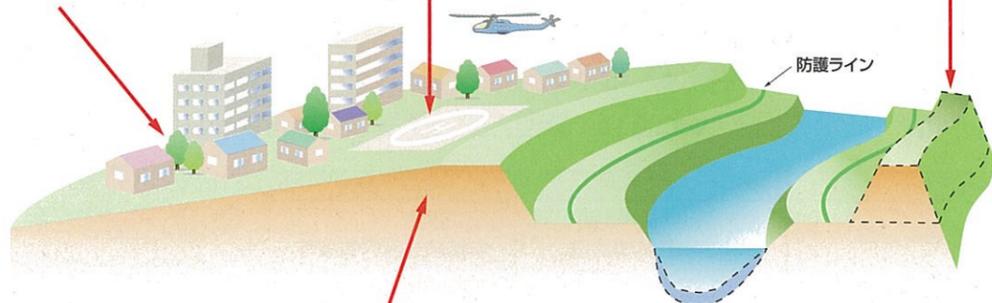
震災時に備えて、緊急輸送路や地域防災活動拠点、河川敷ヘリポートなどを整備します。

#### 2 堤防等の安全性を向上させます

水が漏れるおそれのある部分や、流れで削られた部分などを補強します。

#### 3 総合的な治水対策を行います

緊急時に被害を最小にするようなソフト対策などを行います。



#### 4 超過洪水対策を行います

当面の目標を上回る規模の洪水による破壊的な被害を防ぐため、スーパー堤防の整備を進めます。

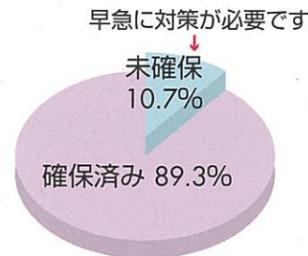
#### 1 河道断面を確保します

川底を掘るなどして、より多くの水を流せるようにします。



特に対策を急がなくてはならない箇所はあるんですか？

#### 必要河道断面確保の割合



ハイ。そのご質問の前に、まずこの円グラフをご覧ください。多摩川の堤防すべてが完成した場合、直轄区間の約9割で、戦後最大の洪水を安全に流すだけの河道断面が確保されます。

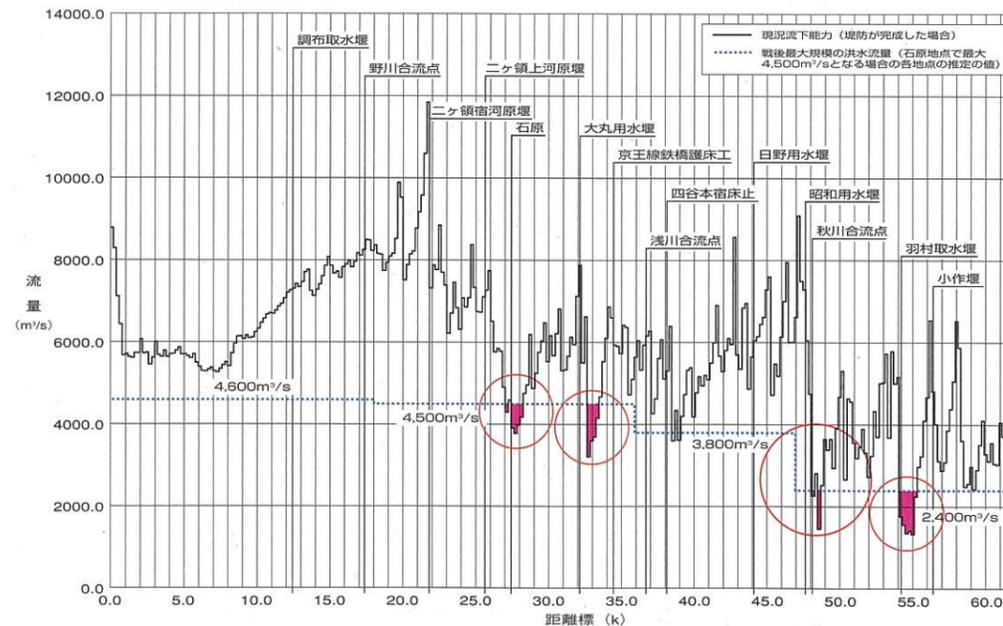


堤防がすべてできても、9割ってどういうことですか？

多摩川には堰などの工作物がたくさんあり、堤防ができて、戦後最大の洪水が安全に流せない箇所がたくさんあるんです。



#### 流下能力断面図



羽村取水堰



二ヶ領上河原堰



昭和用水堰



大丸用水堰

このピンクの部分、青い点線の治水整備の目標を大きく下回ってますよね。ここがそうなんですか？



そうなんです。このピンクの部分は、二ヶ領上河原堰などの4つの堰が洪水の流下を阻み、多摩川のウィークポイントになっている部分なんです。しかも、これらの堰の上流付近では、河道断面が不足していて、河床の勾配も急なので、昭和49年の狛江災害と同じ規模の被害になる可能性があります。



## Action 1

# 「戦後最大規模」治水整備目標

### 「せんごさいだいきほ」ちすいせいびもくひょう



具体的に、どんな工事をするのですか？

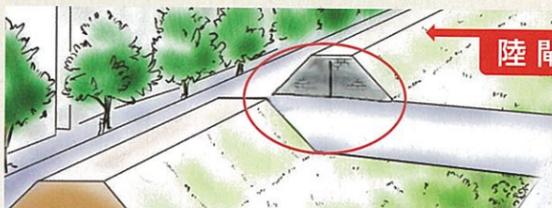


多摩川では、堤防の高さや幅について、整備が必要な部分があと約3割残っています。そうした区間については、整備を行っていきます。それと、洪水の流下を阻んでいる4つの堰などのウィークポイントを解消する工事を行い、河口部では高潮の対策を行います。

## 河道断面の確保

### 築堤対策と陸閘の解消

堤防の高さや幅が不足している区間については、整備を行っていきます。また、河川敷への通路として堤防の一部を削って設けられている陸閘は、今後なくして築堤をしていきます。



### 堰対策

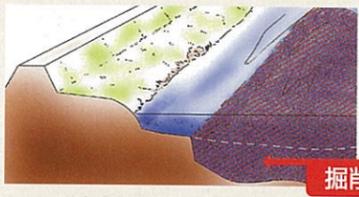
二ヶ領上河原堰、大丸用水堰、昭和水堰、羽村取水堰の4カ所については、土砂をさらうなどして、本来の河道断面に戻す工事を行います。



大丸用水堰

### 河道掘削対策

堰の上流などの川底に溜まって流れを妨げている土砂をさらいます。



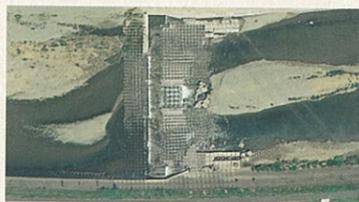
### 樋門対策

築堤の必要な箇所、取水や排水のため設置されている樋門がある場合は、あわせて樋門対策を行います。



### 床止め対策

浅川では老朽化した床止めが障害となり、土砂が溜まっている箇所などがあるため、床止めの改築・撤去・新設を実施します。



### 高潮対策

昭和34年の伊勢湾台風と同規模の台風を想定し、河口から六郷橋までの区間において、高潮に対応した堤防の整備を行います。

これまでの堤防整備は、必要な高さや幅を確保するよう行われてきました。しかしながら、洪水流による堤防の侵食や、堤防内部での水の流れによる堤防破壊などのメカニズムが解明されてきたことから、多摩川ではこうした現象(浸透・侵食)から堤防の安全性を向上させるための対策を実施していきます。



## 浸透・侵食への対応状況の点検結果



(平成12年度調査結果:多摩川)

## 堤防等の安全性向上対策

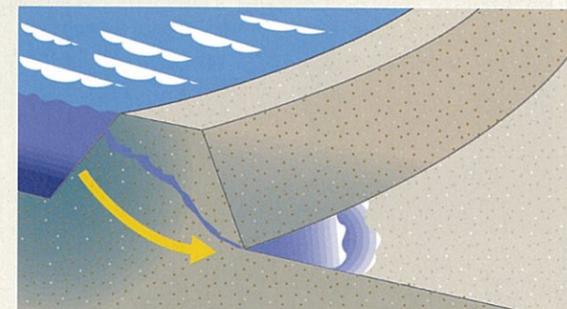


### 堤防強化対策

多摩川の堤防について浸透・侵食への対応を必要としている部分は77.4%にも及びます。流水による浸透・侵食に対して堤防を保護するため、高水護岸を整備します。環境面に配慮してコンクリートの上を緑でおおったり、親水性を高めるため傾斜を緩やかにするなどの工夫を行います。

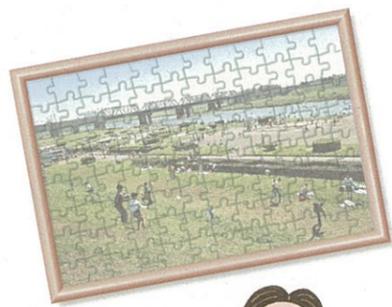
### 漏水対策

増水による水圧のために、堤防の裏側(市街地側)から水が吹き出す状態が漏水です。そのまま放置しておくと堤防の決壊につながるため、補強を行います。



### 水衝部対策

激しい川の流れや、流れに運ばれた岩などによって堤防の表側(川側)の土が削り取られると、堤防崩壊の危険性があります。そこで水が直接あたる部分(水衝部)に浸透・侵食が見られる箇所の補強を行います。



## Action 2

# 多摩川流域リバーミュージアム

### たまがわりゅういきりばーみゅーじあむ



「リバーミュージアム」って何ですか？ どこかに博物館をつくるんですか？

いえいえ、そうではありません。「リバーミュージアム」は、多摩川流域全体を大きな博物館ととらえて、誰もが多摩川のもつ価値を共有、学習できるようにしようというしくみです。



#### 1 多摩川を学習や活動のフィールドに

市民団体や学校などが行う河川観察会、自然学習や文化芸術活動などにおいて、講師の派遣や活動プログラムの提供などの支援ができます。

#### 2 多摩川ともっともっとふれあいたい

「岸辺の散策路」「川の一里塚」「水辺の楽校」などの河川ふれあい施設や市民と協働で運営する市民活動拠点を整備します。



#### 3 多摩川をもっと知りたい知らせたい

自然・歴史・文化・防災などの情報を川原にしながらにして、携帯電話やパソコンなどによって提供・収集できます。  
アドレス <http://www.tamariver.net>  
(iモードもOK)

「スタジオ多摩川」「TRM情報館」「河川管理情報」などのコンテンツがあります！



なぜこんな発想が生まれたかという、多摩川に来る人の中には川に対する理解や思いやりのない人もいますので、もっと多摩川を知ってもらわなければならないと考えたのです。



「多摩川を学習や活動のフィールドに」、なんて楽しそう。どんなメニューを用意しているのですか？



ハイ、こんなメニューを考えています。



「岸辺の散策路」や「川の一里塚」は、これから整備していくものなんですか？

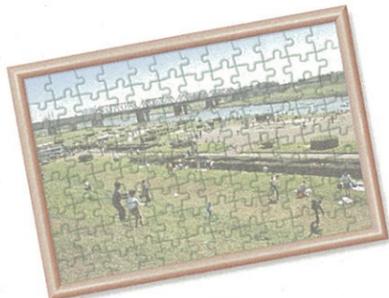


すでに着手しているものもあるんですよ。「岸辺の散策路」は昭和58年、「川の一里塚」は平成2年から整備を始めています。多摩川を訪れる人は、年々増えて、平成9年には2000万人にも及びました。



これからもそういった施設を多摩川ぞいにつくっていくんですか？





### Action 3

# 協働の維持管理

## きょうどうのいじかんり



私は少しばかり市民活動に関わっていますので、「協働」の考え方は何となくわかります。この整備計画にしても、あなた方川の管理者が、住民や流域の自治体と協力しあって、作りあげてきたんですよ。

そうなんです。「多摩川水系河川整備計画」では、策定までのプロセスのみならず、維持管理にしても、多摩川のよき伝統である「協働」の精神で行っていくことをうたっているんです。



とってもいいことですよ。実際に川の近くに住む人の意見を取り入れてくれた点でも、この計画は進歩的だと思います。

もちろん、私たちも川の管理者として、これからも維持管理を行っていきますが、私たちだけではうまくいかない部分も出てくると思います。そういう部分で、みなさんのご意見をいただいて、協力しあいながら、よりよい形での維持管理をめざしていきたいと思っています。



川の管理者として、こんなことを行っています

#### ●パトロール

河川パトロールカーや河川巡視用バイクおよび自転車を配備して、流水、土地の占有状況や工作物の設置状況、河川環境の状況など、河川管理員による巡視を日々行っています。

#### ●河川管理施設の点検・整備

水位、流量、雨量などを把握し、堤防や水門などの河川管理施設が正常に機能するように維持修繕や操作点検を行っています。

#### ●堤防の除草

堤防の治水機能と景観を維持するため、年3回の除草を実施しています。その他、河川の占有に関する業務、清掃、愛護活動の支援も行っています。



なるほど。私も及ばずながら力になりましょう！  
ところで、そうした協働の維持管理について、計画ではどのように考えているのですか？

すでにこうした協働のスタイルで行われている例をご説明しましょう。二ヶ領宿河原堰にある、二ヶ領せせらぎ館では、市民団体と川崎市の職員で構成される組織により、市民ボランティアの活動をサポートするという、パートナーシップ型の運営がすでに確立されています。

そうした形が功を奏したのか、平成11年4月の開館以来、年間約2万人の来場者を迎えています。



パートナーシップ型の運営が成功している、二ヶ領せせらぎ館（川崎市多摩区）

クリーンアップなど  
ゴミ拾いのボランティア活動

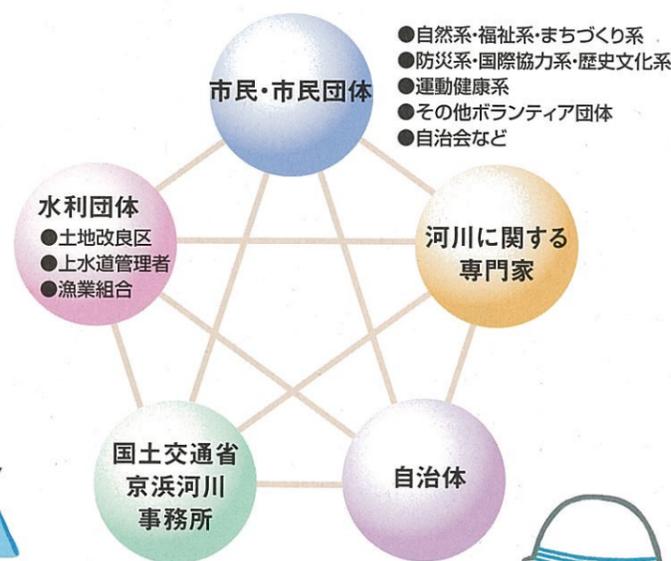


なるほど、そうしていろいろな立場の人同士が協力し合って、それぞれの力を必要に応じて生かしていくのが、整備計画の「協働」の考え方なんですね。



そうなんです。そのために、多摩川流域の自治体・市民団体などさまざまな主体がリンクアップできるシステムをつくらうと考えています。

リンクアップとは  
多摩川を介していろいろな機関のつながりを強め、直接話し合えるようにするシステムです。

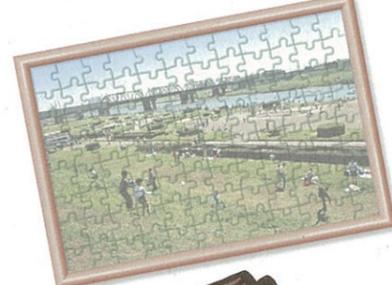


### Column コラム

#### リバーシビックマネージャーとは

川に関する自然や環境、福祉、防災、文化、国際協力などの専門知識をもち、川づくりに積極的な沿川住民たちに、川を見回り、専門的な見地からの助言、意見をいただき、それを参考にして今後の川づくりに役立てていこうという京浜河川事務所独自の制度です。公募の結果、90名の方がリバーシビックマネージャーとして活動しています。（平成20年9月末現在）





## Action 4

# 水流実態解明プロジェクト

すいりゅうじつたいかいめいぷろじえくと



水流実態解明プロジェクト、ものものしい名前ですが、これは何をやるんですか？

ハイ、まずその質問にお答えする前に、私からみなさんに質問です。  
みなさんは、多摩川の水に対して、どんなことが実現するとういいなと思いますか？



そうねえ、私カヌーが好きだけど、泳ぎも好きだから、泳げるような川にしたいわ。



うーん、とにかく水をきれいにしたいな。

私はとにかく、水が臭うのをなんとかしてほしいわ。



雨が降ると下水があふれて川に流れこむのをなんとかしたいね。

あと、私が子どものころにくらべて、多摩川って水が少なくなったような気がするよ。もっと水を増やしてほしいな。



支川や水路の流れも復活させてほしいわ。



ありがとうございました。「水流実態解明プロジェクト」というのは、多摩川の水に対する沿川住民のみなさんのこうした要望をできるかぎりかなえるために、まずは水の流れやその水質などを調査し、実態を把握しようというものなんです。



水流実態解明プロジェクトでは、こんなことを調査する予定です！

- 1 多摩川やその支川、流域の水路の水量の動き
- 2 流域に点在する湧き水の場所と量
- 3 多摩川流域の水の利用の実態
- 4 地下水位の変動状況
- 5 多摩川やその支川が持つ浄化機能
- 6 水質に係る流域の汚濁源の量
- 7 有害化学物質等の実態
- 8 河川に放流された下水処理水の挙動



羽村取水堰



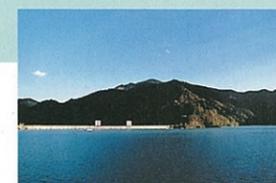
多摩川沿いの湧き水



清流が復活しつつある玉川上水



下水処理場の排水



小河内ダム



玉川上水



二ヶ領用水

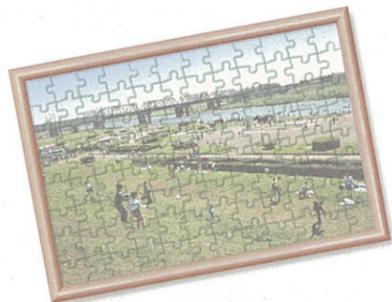
これらの調査の結果をふまえて、多摩川の水として本来あるべき水量とその変動、そして水質を明らかにします。



その上で、流域の市区町村や関係機関、そして住民のみなさんと連携を図りながら、目標値を決定し、必要に応じて河川整備計画自体も見直していきます。



なるほど。水流に関してどのような整備をするかは、調査の結果次第なんですね。



Action 5

# 高規格堤防(スーパー堤防)

こうきかくていぼう(すーぱーていぼう)

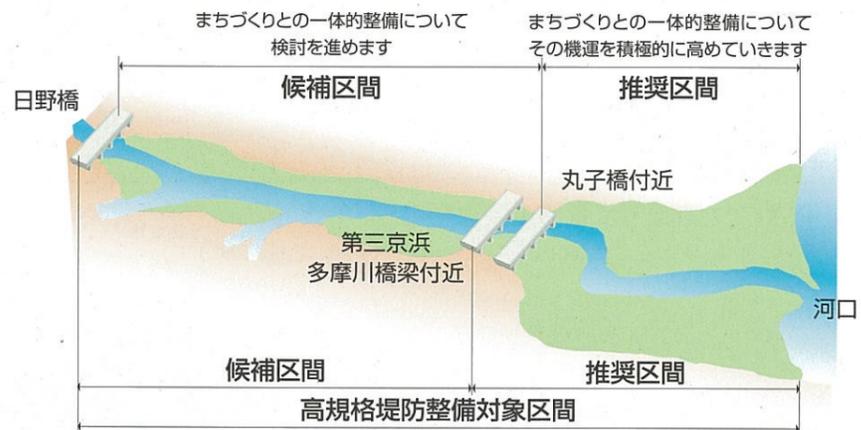


稲城市大丸地先

ここ、スーパー堤防になっているんですね。洪水や地震にも強いて聞いてますけど、「多摩川水系河川整備計画」では、このスーパー堤防をどこにつくるとか、決めているのですか？



いいえ、具体的にどこに、ということではなく、河口から日野橋までを対象区間としています。その中で、さらに次の図のように「推奨区間」と「候補区間」とに分けているんですよ。



災害に強いという以外に、スーパー堤防ってどんなメリットってあるんですか？

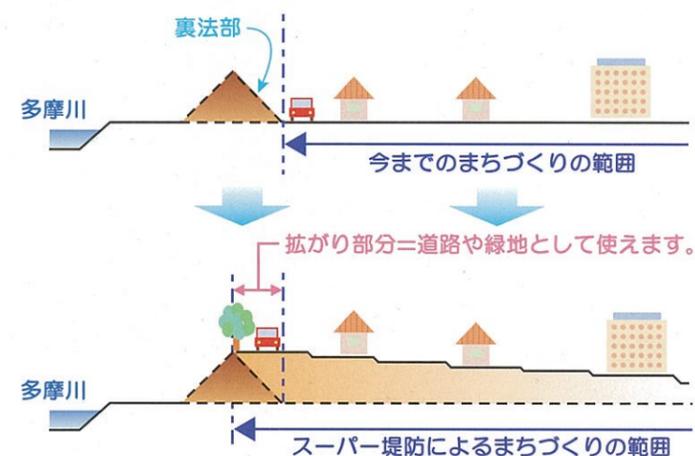
水と緑に親しめるまちづくりができることですね。まずひとつは、スーパー堤防は傾斜がゆるやかですから、河川敷に行きやすく、眺望が良くなります。水辺により親しめるようになります。



それに、スーパー堤防の上に木を植えたりすることで、川とそのまわりの自然環境を整えることができます。多摩川を川としてのまとまった空間にすることができるんですね。



そして、従来の堤防の裏法部(市街地側)の斜面を、道路や緑地として利用できるようになります。まちづくりの範囲が、それだけ広がるわけです。



なるほど。でも、スーパー堤防のために、せっかくある自然を壊してしまうことになるのかしら……という心配もあるんですけど……。

その点も大丈夫ですよ。多摩川はカワラノギクをはじめ、「レッドデータブック」に載っている貴重な種が多く残っていますよね。スーパー堤防建設にあたっては、そうした自然に最大限配慮して、保護が必要な所では市区町村側の合意の上、保全していく方向で進めていきます。



これも、やはり行政や管理者や市民の協力のもとに進められるわけですね。



ハイ、そうです。地域の住民の皆さんが自ら、多摩川を生かしたまちづくりを提案できるよう「まちづくりサポートシステム」をつくるなどして、地域と自治体と管理者とが連携した形で進めていきます。



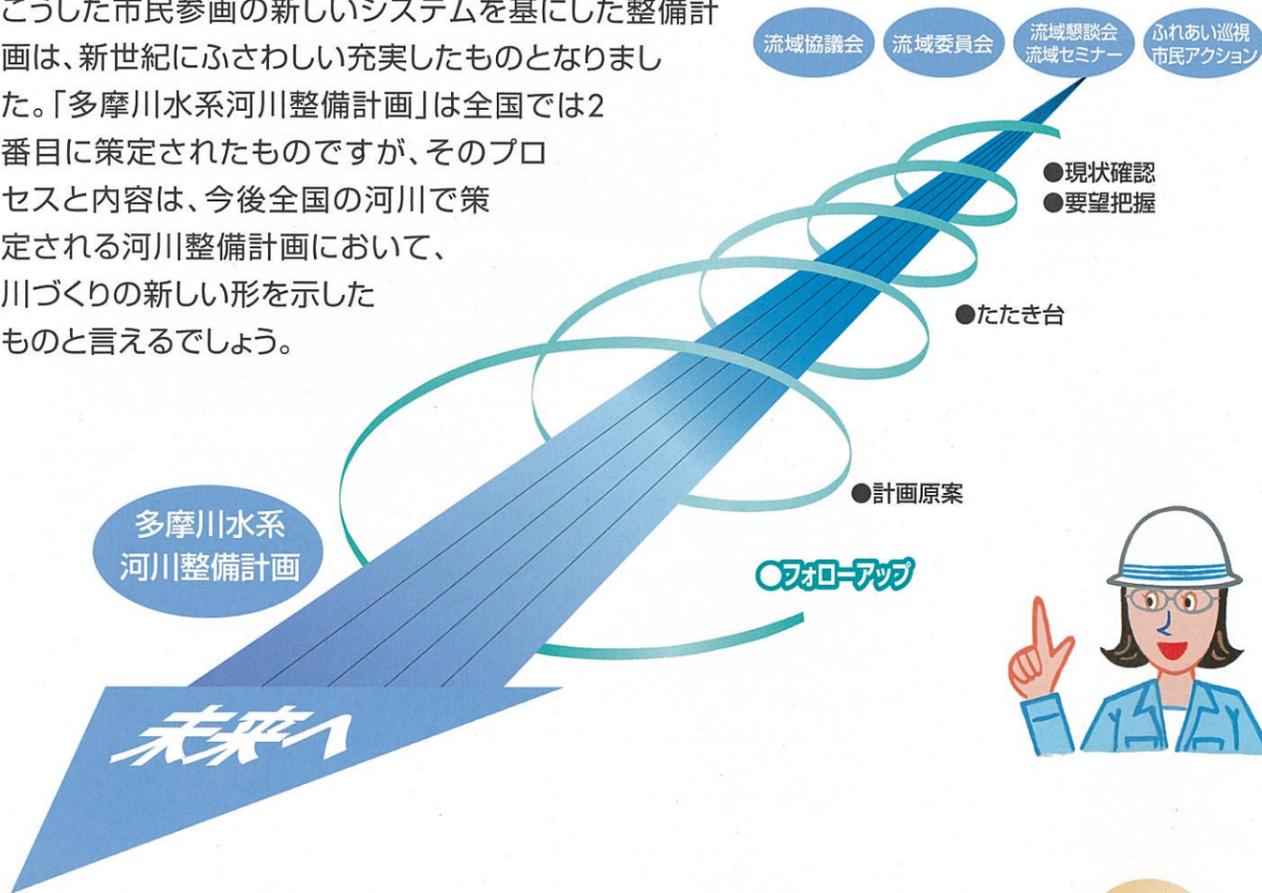
# これからの多摩川づくり。

整備完了目標は20~30年後。ときに振り返り見直ししながら、  
協働で多摩川の未来を育てていきます。

## パートナーシップでつくりあげた「多摩川水系河川整備計画」

多摩川の河川敷を歩く「市民アクション」や「ふれあい巡視」で沿川住民からの意見を求め、多摩川流域懇談会の場を借りて議論を重ねてつくりあげてきた「多摩川水系河川整備計画」。策定までのプロセスは、多摩川流域懇談会の基本理念でもある「パートナーシップではじめる(いい川づくり)」を実現したものでした。

こうした市民参画の新しいシステムを基にした整備計画は、新世紀にふさわしい充実したものとなりました。「多摩川水系河川整備計画」は全国では2番目に策定されたものですが、そのプロセスと内容は、今後全国の河川で策定される河川整備計画において、川づくりの新しい形を示したものと言えるでしょう。



Column  
コラム

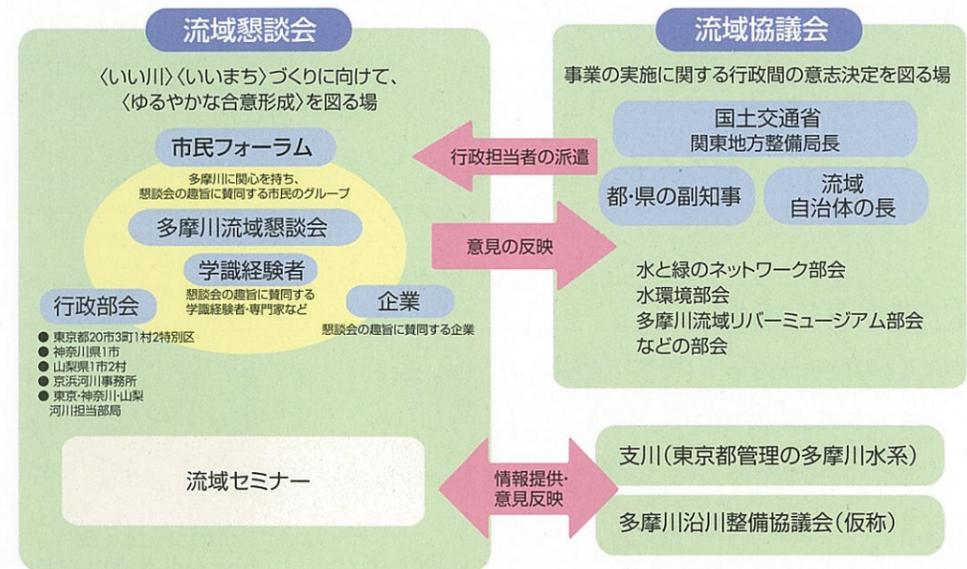
### 市民行動計画

多摩川市民フォーラムは、「市民行動計画」をつくって行動しています。  
●流域各地区ごとの意見や提案を集める流域別行動計画  
●課題の整理とその対策を考えるテーマ別行動計画  
●川づくりへの参加や計画推進のためのしくみづくり  
など、理想の多摩川像を実現するために、市民自身が具体的にどう行動していくべきかを考えています。

## そしてこれからも、「パートナーシップ」

これからも、多摩川では「パートナーシップ」を基本とした川づくりを行っていきます。

「多摩川水系河川整備計画」は、今後20~30年をかけて実現させていきますが、流域懇談会や流域協議会などを通して市民、市区町村、川の管理者などさまざまな立場の人たちと情報を共有し、意見交換を重ね、必要とあらば計画を見直していきます。



Column  
コラム

### 3つの原則 7つのルール

「パートナーシップではじめる(いい川づくり)」の前身となる考え方は、平成4年に開催された「TAMAらいふ21」(多摩地域の東京都移管100周年記念イベント)の「湧水・崖線研究会」の「3つの原則 7つのルール」にあります。  
3つの原則とは、  
●自由な発言 ●徹底した議論 ●合意の形成  
7つのルールとは、  
●参加者の見解は所属団体の公式見解とはしない  
●特定個人・団体のつるし上げは行わない  
●議論はフェアプレイの精神で行う  
●議論を進めるにあたっては実証的なデータを尊重する  
●問題の所在を明確にした上で合意をめざす  
●現在係争中の問題は、客観的な立場で事例として取り扱う  
●プログラムづくりにあたっては、長期的に取り扱うものと短期的に取り扱うものを区別し、実現可能な提言をめざす